

姫路市建設工事等入札参加者選定要綱

平成12年 4月 1日

最終改正 令和 8年 3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び建設関連コンサルタント（工事に関する設計、測量及び調査業務委託をいう。）を指名競争入札に付する場合の当該入札に参加することができる者（以下「指名業者」という。）の選定について必要な事項を定める。

(選定の基準)

第2条 指名業者は、次の各号に掲げる要件を満たす者から選定するものとする。

- (1) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録され、かつ、告示第408号第3項第1号又は第2号の規定により競争入札に参加する資格を有する者であること。
 - (2) 工事にあつては競争入札の参加者の格付基準等について（令和8年姫路市告示第133号。以下「令和8年度格付基準」という。）第1項の表工事業種の欄に掲げる業種の区分ごとに、建設関連コンサルタントにあつてはその業種が令和8年度格付基準第2項の表業種の欄に掲げる業種に該当する場合は、同欄に掲げる業種の区分ごとに、発注金額が発注標準金額に対応するランクに格付けされている者であること。この場合において、対応するランクが2以上あるときは、一のランクに格付けされた者から指名業者すべてを選定する場合を除き、各々のランクに格付けされた者のうち、連続する2のランクに格付けされている者であること。
 - (3) 工事については、当該工事の業種に関して、当該年度の競争入札の参加者の格付基準とした告示第408号第4項第1号クで定める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経営事項審査結果通知書」という。）の2年又は3年平均完成工事高欄の金額（以下「2・3年平均実績高」という。）が、別表第2区分の欄に掲げる区分ごとに、同表発注金額の欄に定める金額に応じ、同表基準金額の欄に定める金額以上であること。建設関連コンサルタントについては、当該建設関連コンサルタントの業種に関して、当該年度の競争入札の参加者の格付基準とした告示第408号第4項第2号ケで定める経営規模総括表（以下「経営規模総括表」という。）の業種別年間平均実績高の金額（以下「業種別年間平均実績高」という。）が、別表第2区分の欄に掲げる区分ごとに、同表発注金額の欄に定める金額に応じ、同表基準金額の欄に定める金額以上であること。
 - (4) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限を受けている者又は姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止期間中の者でないこと。
 - (5) 発注金額が8,000万円以上となる工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の特定建設業の許可を受けた者であること。
- 2 前項の選定に当たっては、別表第1の指名業者選定基準を考慮し、適正かつ公平に選定するものとする。
- 3 第1項の選定に当たっては、可能な限り市内業者（姫路市契約事務取扱要綱（昭

和62年6月20日制定。以下「取扱要綱」という。)第5条に定めるものをいう。以下同じ。)を優先し、かつ指名が特定の者に偏らないよう配慮するものとする。この場合において、工事又は建設コンサルタント(以下「工事等」という。)の特性、規模等により、市内業者以外の者を指名するときは、準市内業者(取扱要綱第5条に定める準市内業者をいう。)、市外業者(取扱要綱第5条に定める市外業者をいう。)の順に優先するものとする。

4 令和8年度格付基準第3項に該当するときは第1項第2号前段の規定を、次の各号のいずれかに該当するときは第1項第2号後段、第3号及び第5号の規定を適用しないで選定することができる。

(1) 当該工事等に対応するランクに格付けされた者が極端に少ないとき。

(2) 当該工事等において特殊な技術又は機械器具を必要とするとき。

(3) 当該工事等において緊急その他特別の理由があるとき。

(選定業者の数)

第3条 指名業者として選定すべき数は、別表第2区分の欄に掲げる区分ごとに、同表発注金額の欄に定める金額に応じ、同表業者数の欄に定める数とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、適当と認める数を指名業者として選定することができる。

(1) 前条第1項の規定により選定した者が、前項の規定により選定すべき指名業者の数に不足するとき。

(2) 当該工事等において特殊な技術又は機械器具を必要とするとき。

(3) 当該工事等において緊急その他特別の理由があるとき。

(実施に必要な事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日改正)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日改正)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月1日改正)

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成19年4月2日改正)

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則(平成22年4月1日改正)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日改正)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日改正）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日改正）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日改正）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日改正）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 5 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 5 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日改正）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日改正）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 20 日改正）

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 30 日改正）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係） 指名業者選定基準

指名基準項目	選 定 基 準
1 経営及び信用の状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
2 不誠実な行為の有無	工事等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから契約相手方として不相当であると認められないこと。 (1) 工事等の請負契約に基づく工事等関係者に関する措置要求に従わないこと等契約の履行が不誠実であること。 (2) 工事において、一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等下請契約関係について、関係行政機関等からの情報により不相当であることが明確であること。

3 当該工事等に対する地理的条件	本店又は営業所等の所在地及び当該工事等の施工地域での工事等の実績からみて、当該地域における工事等の施工特性に精通し、確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを勘案すること。
4 施工実績	(1) 当該工事等と同種、類似の工事等を施工した実績があるかどうかを勘案すること。 (2) 登録名簿に登録されているこの業種の2・3年平均実績高又は業種別年間平均実績高を勘案すること。
5 技術者の状況	(1) 工事の業種ごとに当該工事を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者を確保できるかどうかを勘案すること。ただし、建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第27条で定める金額以上の工事については、工事現場毎に専任のものであること。 (2) 前号ただし書による監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ監理技術者講習修了証の交付を受けていること。
6 手持ち工事等の状況	手持ち工事等の状況からみて、当該工事等を施工する能力があるかどうかを勘案すること。
7 工事等の成績の実績	過去の一定期間における工事等の成績の優劣を勘案すること。
8 安全管理の状況	(1) 工事等について、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続して、契約相手方として不相当であると認められないこと。 (2) 安全監理の状況が、優良であるかどうか、総合的に勘案すること。
9 労働福祉の状況	(1) 賃金不払いの状況が継続しており、契約相手方として不相当であると認められないこと。 (2) 工事において、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団体等に加入しているかどうか又は証紙の購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に判断すること。
10 その他	正当な理由がなくて入札に参加しなかったこと及び入札参加時における注意事項等の違反の状況を勘案すること。

別表第2（第2条、第3条関係）

区分	発注金額	基準金額	業者数
工事	3,000万円以上	3,000万円	15者程度
	1,000万円以上、3,000万円未満	1,000万円	12者程度
	500万円以上、1,000万円未満	500万円	10者程度
	300万円以上、500万円未満	300万円	7者程度
	200万円超、300万円未満	200万円	5者程度
建設関連	3,000万円以上	3,000万円	15者程度

コンサル タント	1,000万円以上、3,000万円未満	1,000万円	12者程度
	500万円以上、1,000万円未満	500万円	10者程度
	300万円以上、500万円未満	300万円	7者程度
	100万円以上、300万円未満	100万円	5者程度